

都市開発案件形成支援事業制度要綱

令和5年12月14日 国総海推第166号

国土交通省 総合政策局長通知

第1条 目的

この要綱は、都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティの関連技術について、本邦企業が海外で本格導入を検討する際に必要な大規模な実証実験や詳細調査等について支援し、スマートシティ案件形成を加速するとともに、民間事業者等によるスマートシティの海外展開を促進することを目的とする。

第2条 定義

- 都市開発案件形成支援事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱において定めるところに従って行われる、スマートシティ関連技術の海外の都市への導入に関して実施される次に掲げる事業をいう。
 - スマートシティ関連技術について、本邦企業が本格導入を検討する際に必要な大規模な実証実験（現地関係者との連携や事業化確認を図る等大規模なものに限る）
 - スマートシティ関連技術について、本邦企業が本格導入を検討する際に必要な詳細調査
 - 現地政府や企業等を対象とした見学会、研修会、セミナー、ワークショップ等の企画・開催
- 前項にあつては、スマートシティ関連技術の海外の都市への導入に関する案件形成調査がなされ、これまでの検討によって、実現の可能性があることを確認できるものに限る。

第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、民間事業者等（独立行政法人並びに一般社団法人及び一般財団法人を含む。）とする。

第4条 都市開発案件形成支援事業計画の提出

- 補助事業による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した計画（以下「都市開発案件形成支援事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

- 一 事業計画名
 - 二 国名
 - 三 補助事業者
 - 四 計画期間
 - 五 事業の種別ごとに次に掲げる事項
 - イ 名称
 - ロ 対象地域又は地区
 - ハ 目的及び内容
 - ニ 事業期間
 - ホ 事業に要する費用の概算
 - 六 第五号ハの事項が第2条第2項に該当することについての説明
- 2 前項の規定は、都市開発案件形成支援事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第5条 国の補助

国は、補助事業者が行う都市開発案件形成支援事業計画に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、一部を補助することができる。

第6条 監督等

大臣は補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第7条 運用

都市開発案件形成支援事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める都市開発案件形成支援事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。